

急傾斜地崩壊危険区域と急傾斜地崩壊警戒区域（土砂災害警戒区域）

急傾斜地崩壊危険区域は、都道府県知事が急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて指定する区域で、土地所有者などに行為の制限や義務が課されます。

一方、急傾斜地崩壊警戒区域（土砂災害警戒区域）は、土砂災害防止法に基づき指定され、警戒避難体制の整備を目的とします。

【急傾斜地崩壊危険区域】

●法律に基づく指定

急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）に基づき、都道府県知事が指定します。

●指定基準

傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上の急斜面で、崩壊した場合に人家や官公署などに被害が生ずるおそれのある土地です。

●義務と制限

土地の所有者等は、がけ崩れを発生させないようにする義務があり、切土や盛土などの行為には制限が課されます。

●目的

住民の生命や財産の保護を図り、急傾斜地の崩壊による災害を防止することを目的としています。

【急傾斜地崩壊警戒区域（土砂災害警戒区域）】

●法律に基づく指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、自治体が指定します。

●指定基準

土砂災害のおそれがある区域、または今後新規の住宅立地等が見込まれる区域などが指定されます。

●義務と制限

特に法律で行為の制限が課されるわけではありませんが、自治体が避難誘導体制の整備や防災意識の啓発を行います。

●目的

土砂災害による被害を想定し、警戒体制の整備や避難の促進を図ることを目的としています。